

# 養育特例とは

「養育特例」は、育児支援の一環として養育期間中の報酬の低下（育児部分休業等の取得や諸手当の変動など）が、将来の年金額の算定に影響しないように導入された特例制度です。

特例制度の適用に際して追加の掛金徴収や短期給付の追加給付は生じません。

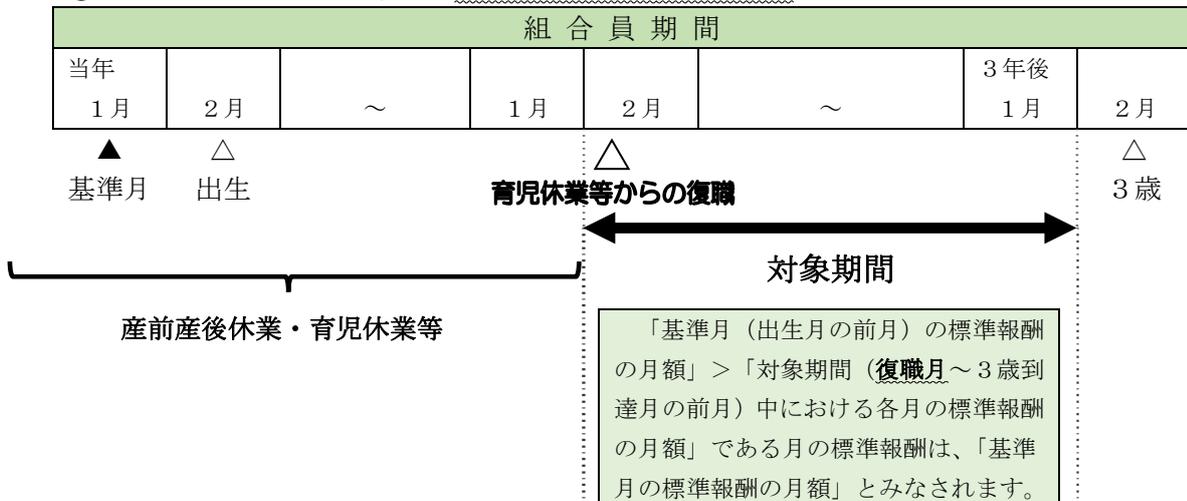
3歳に満たない子を養育している組合員等の標準報酬の月額が、子を養育することとなった日の前月における標準報酬の月額を下回る場合において、組合に申出をしたときは、当該額を標準報酬の月額とみなして年金を計算する特例（養育特例）が設けられています。

## 《イメージ》

### ① 子が2月に出生した場合（育児休業等を取得しない場合）



### ② 子が2月に出生した場合（育児休業等を取得する場合）



裏面に続きます

# 養育特例の申出に係る留意事項

## ① 対象となる子

組合員と法律上の親子関係がある子であり、実子のみならず養子も含みます。

なお、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、平成 29 年 1 月から特別養子縁組の監護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子を含めることとなりました。

また、「養育」とは、同居し監護することをいいます。

## ② 対象期間

養育特例が適用される対象期間は、当該子を養育することとなった日の属する月から当該子を養育しないこととなった日の翌日の属する月の前月までとなります。

(例) 子の出生の場合・・・子の誕生月～3歳の誕生月の前月まで

### (1) 事由別の養育特例の開始月

事 由	養育特例の開始月 (※)
子の出生	子の誕生月
養子縁組、同居開始	養子縁組又は同居を開始した月
組合員の資格取得	資格取得月
産休・育休の終了	産休・育休からの復職月

(※) 平成 27 年 9 月以前である場合にあっては、一律に制度開始月 (平成 27 年 10 月) となります。

### (2) 事由別の養育特例の終了月

事 由	養育特例の終了月
3歳到達	子の3歳の誕生月の前月
組合員の退職	資格喪失 (退職の翌日) 月の前月
当該子以外の子の養育開始	当該子以外の子の養育開始月の前月
当該子を養育しなくなった	子を養育しなくなった日の翌日の属する月の前月
産休・育休の開始	産休・育休を開始した日の翌日の属する月の前月

## ③ 申出書類

### (1) 養育特例の適用に伴う書類

提出書類	添付書類
「3歳未満の子を養育する旨の申出書」	1. 戸籍謄本 (又は抄本) 2. 住民票

※ 添付書類は、申出者と対象となる子に係る記載のあるものに限りします。

※ 写しにより提出する場合にあっては、所属所長の原本証明を要します。

※ 提出日から遡って 90 日以内に発行されたものに限りします。

### (2) 養育特例の終了に伴う書類

提出書類	添付書類
「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」	不要

## ④ その他の留意事項

- ・養育特例の適用は、申出時点から遡って 2 年に限り適用することができます。
- ・対象となる子が双子以上である場合であっても申出書類は 1 通としてください。(対象となる子の欄には、そのうちの 1 人について記載してください。)